

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

対応事例編

(県国民保護計画より)

本編では、事態発生から初動体制、警報の通知、避難の指示、救援などの一連の国民保護措置を分かりやすいものとするため、具体的な事例（弾道ミサイル攻撃及び列車等の爆破）についての対応の流れを例示し、国や県、町等がどのような措置を実施し、住民はどのような行動をする必要があるのかその概要を示すこととする。

事例としては、武力攻撃事態を想定した「弾道ミサイル攻撃」と緊急対処事態として「列車等の爆破」を選定しているが、この両事例の主な相違点は、初動及び措置内容にあり、「弾道ミサイル攻撃」は、国の警報発令に始まり対応は避難が中心であり、「列車等の爆破」では、県内の被害発生情報の入手から始まり対応は救助等が中心となる。

1 弾道ミサイル攻撃への対応事例

＜弾道ミサイルが発射され、着弾後に通常弾頭であることが判明した事例を想定＞

○弾道ミサイル攻撃に際しては、まず弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報が発令され、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報を発令することとされている。

(1) 県の国民保護対策本部の設置

- 国から国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、県は直ちに県国民保護対策本部を設置する。指定がない場合は、必要に応じて国民保護対策準備室(仮称)を設置する。
- 国の通知を休日や夜間に受けた場合は、県の当直職員が、職員呼出装置、携帯電話、電子メール等により、速やかに県対策本部の職員を参集させる。
- 県対策本部は、関係機関との防災行政無線電話等通じて、情報収集に着手する。

(2) 町の国民保護対策本部の設置

- 国から国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合は、町は直ちに県国民保護対策本部を設置し、県に準じて対応する。

(3) 関係機関に対する警報の通知

- 県は、国の発した警報を受けたときは、直ちにその内容を市町村、放送事業者その他あらかじめ指定された関係機関（指定地方公共機関等）に通知する。
- 県は、特に放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)に対し、迅速に警報の内容を通知し、放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)は、その国民保護業務計画に基づきすみやかに放送することとなっている。

(4) 住民に対する警報の伝達

- 県や市町村は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やかに警報の内容を伝達する。施設の利用者には、館内放送などで知らせる。
- 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなどして警報の内容の的確かつ迅速な伝達を図る。
- 町は、県から弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の通知を受けたときは、原則としてサイレンは使用せず、町が保有する町防災行政無線などの伝達手段を活用して、速やかに住民や自治会、町内会等関係団体に伝達する。
- 町は、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が通知された場合において、着弾予測地域に町が含まれているときは、町が保有する伝達手段を活用して、以下の要領により、速やかに住民や自治会、町内会等関係団体に警報を伝達する。
 - ・ 防災行政無線(同報系)等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報の内容を音声放送等により周知する。
 - ・ 防災行政無線(同報系)等を整備されていない場合は、電子メールの利用や広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用などにより周知する。

(5) 関係機関への避難の指示の通知と住民に対する避難指示

- 弾道ミサイル攻撃では住民が速やかに屋内に避難する必要があるので、県は、警報の通知と併せて、直ちにその旨を市町村、放送事業者その他の指定地方公共機関等に通知する。

避難指示の内容(例)

 - ・ 直ちに、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設へ避難すること
 - ・ 県や市町村の指示に従い、冷静に行動すること
- 弾道ミサイルの着弾直後は、屋外に出ると危険が伴うため避難した施設内に留まることとなる。
- その後、県は、被害内容等が判明した後に、国からの指示を受けて、他の安全な地域へ避難を行うよう指示する。
- 住民に対する避難の指示は、警報の通知、伝達と同じ方法で行われます。また、放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)においても、避難の指示について放送することとなっている。

(6) 住民の避難

- 町は、避難の指示の通知後直ちに、住民を近隣の堅ろうな施設、地下施設などの屋内へ避難誘導する。その要領については、町が事前に決めておく。
- その後に住民を他の安全な地域へ避難させる場合には、町は、県警察など関係機関の意見を聴いて決めた避難の実施方法等により避難の誘導を行う。
- 県は、市町村の行っている避難誘導の状況について報告を受けて、必要がある場合には支援を行う。
- 住民の避難を誘導している県・市町村職員等は、避難による混雑等で危険な状況にならないように、障害物を置いていたり避難の流れに逆行する者などに対して、警告や指示を行う。

(7) 被災者の捜索、救出等

- 消防本部は、弾道ミサイルにより被害が出た場合は、被災者の救急・救助活動及び消火活動などを行う。
- 県警察、消防本部は、国の機関とともに、弾道ミサイルに化学剤等が使用されているかどうかなどを可能な範囲で調査する。
- 県は、県内の消防本部の活動のみでは対応が不足する場合には、消防庁長官に対して応援等の要請を行う。
- 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の捜索及び救出活動を行う。

(8) 医療の提供

- 県は、警報発令後すぐに医師、看護師による救護班編成の準備を始める。
- 県は、被災者の情報を収集して、収集した情報に応じて、救護班を現場に派遣して医療活動にあたる。
- 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにする。
- 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行う。
- 県は、県内の医療活動で不足するときは、国、日本赤十字社などに対して県での受入れなどの広報医療活動を依頼する。

(9) 災害拡大の防止等

- 町又は県は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じて、ミサイルの着弾地点の周辺に警戒区域を設定し、その警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、あるいは退去を命じる。
- 県は、県警察、消防本部などと連携して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集を行う。
- 県は、施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等を行うよう要請する。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言などの支援を行う。
- 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なときは、速やかに立入制限区域を指定する。
- 県は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じる。

(10) 住民の安否情報の収集、回答

- 町は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意による安否情報の収集を行う。
- 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県警察への照会などにより安否情報の収集を行い、市町村からの報告と併せて整理する。
- 県、市町村は、安否情報の窓口について、電話及びFAX番号などを住民に周知する。照会は、原則として書面により受け付ける。
- 県、市町村は、安否情報の回答にあたっては、個人情報保護に十分留意しながら文書により行う。

(11) 被災情報の収集、提供

- 県は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集する。また、市町村に対しても被災情報の報告を求める。
- 県は、被災情報の第一報を直ちに消防庁に報告する。また、その後、随時収集した情報についても消防庁に報告する。
- 県は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、県民に対し積極的に情報提供を行う。

2 列車等の爆破への対応事例

<複数の場所で多数の死傷者が発生した事態を想定>

(1) 県の国民保護対策準備室（仮称）の設置

- 県は、多数の死傷者が発生した事態について、市町村など現場からの報告を受けたときは、速やかに副知事を準備室長とした「県国民保護対策準備室（仮称）」を設置する。
- 県の担当職員は、速やかに、職員呼出装置、携帯電話、電子メール等により、県国民保護対策準備室（仮称）の要員を参集させる。
- 県は、直ちに事案の発生について、消防庁に連絡する。
- また、県は、必要がある場合には、国に対し、緊急事態として認定するよう要請する。
- 県は、関係機関から防災行政無線や電話等を通じて、情報収集を行う。
- 県は、事案の発生や県対策準備室を設置したことなどを、市町村、放送事業者その他の指定地方公共機関等に通知し、迅速に情報提供を行う。
- 県は、初動での情報収集や災害等に迅速に対応できるような調整を行うため、県、県警察のほか、自衛隊、海上保安本部に参集を要請し「福岡県危機管理調整センター（仮称）」を設置する。

(2) 市町村の初動体制の確立

- 市町村は、市町村内で多数の死傷者が発生した事態について、その事実を把握した場合は、直ちに市町村初動体制を確立し、県に準じた対応をします。

(3) 国に対する県緊急対処事態対策本部の設置に関する指定の要請

- 県は、県内の被災状況を考慮して、必要がある場合は、国に対し、緊急対処事態対策本部設置について指定を行うよう要請する。
- 国からその指定通知を受けた場合は、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置して体制を移行します。また、「県国民保護対策準備室（仮称）」については、廃止する。

(4) 汚染物質の検査

- 県警察、消防本部は、国の機関とともに、放射性物質や化学剤等が使用されているかどうか確認するための検査をする。

- 必要に応じて、汚染物質の特定等のために専門機関における検査を行う。
- 汚染物質が使用されている場合は、県は、国と連携して、汚染物質の除去など必要な措置を行う。

(5) 被災者の捜索、救出等

- 消防本部は、直ちに被災者の救急・救助活動及び消火活動などを始める。また、必要に応じて、県内の他の消防本部は応援を行う。
- 県警察は、迅速に機動隊などを出動させ、また、消防本部は協力して救助活動を行う。
- 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の捜索及び救出活動を行う。
- 県は、市町村に対して救助活動などを行うよう指示する。
- 県は、県内の消防本部の活動で不足する場合には、消防庁長官に対して緊急消防援助隊による支援要請等を行う。また、県警察は、被害が大規模である場合は、必要に応じて他の県への広域緊急援助隊の派遣を要請する。

(6) 医療の提供

- 県は、被害情報の報告を受けて直ちに医師、看護師による救護班編成の準備を始める。また、医薬品等の確保についても準備を始める。
- 県は、被災者の情報を収集して、直ちに救護班を現場に派遣して医療活動にあたる。
- 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにする。
- 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行う。
- 県は、県内の医療活動で不足する時は、国、日本赤十字社などに対して他都道府県での受入など広報医療活動を依頼する。

(7) 緊急通報の発令と関係機関に対する通知

- 県は、災害の状況を知らせ、住民の危機を防止し、被害を受けないようにするため、速やかに緊急通報を発令する。
- 緊急通報の内容は、住民が直に危険を避けることができるよう必要最小限のものとし、わかりやすいように明確かつ簡潔なものとする。また、発令にあたっては、住民の混乱が未然に防止されるよう留意する。
- 県は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村、放送事業者その他

の指定公共機関等に通知する。

緊急通報の内容（例）

- ・ 爆発の日時、場所などの状況
- ・ 爆発による今後の影響
- ・ 県や市町村の指示に従い、冷静に行動し、テレビ・ラジオ等の情報の収集に努めることなどが留意点

- 県は、災害が発生した市町村に最優先して通知する。
- 県は、特に放送事業者（指定公共機関及び指定地方公共機関）に対し迅速に緊急通報の内容を通知し、放送事業者（指定公共機関及び指定地方公共機関）は、その国民保護業務計画に基づき速やかに放送することとなっている。
- 県は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国に対策本部にその内容を報告する。

(8) 住民に対する緊急通報の伝達

- 県や市町村は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やかに緊急通報の内容を伝達する。
- 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなどして緊急通報の内容の的確かつ迅速な伝達を図る。
- 市町村は、県から緊急通報の通知を受けたときは、市町村が保有する伝達手段を活用して、以下の要領により速やかに住民や自治会、町内会等関係団体に伝達する。
 - ・ 災害が発生した市町村においては、防災行政無線（同報系）等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急通報の内容を音声放送等により周知する。
 - ・ その他の市町村においては、電子メールの利用や、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用などにより周知する。
- 県は、緊急通報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページにその内容を記載する。

(9) 警戒区域の設定及び交通規制等

- 県及び市町村は、災害の発生状況や被災情報等から判断して、緊急の必要がある場合は、警戒区域の設定を行う。
- 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、表示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

- 県及び市町村は、必要な場所に職員を配置し、警戒区域内には、車両及び住民が立ち入らないようにする。
- 県警察は、警戒区域の設定に伴って、交通規制などを行う。また、県警察も、時間的な余裕がない場合や、県、市町村から要請を受けた場合は警戒区域の設定を行う。

(10) 住民に対する退避の指示等

- 県又は市町村は、災害が発生した地域及び、又は発生するおそれがある地域について、地域の住民に対し退避の指示を行い、広報車等により速やかにその内容を伝達する。
- 県又は市町村は、被害の状況に応じ、その地域に留まることが危険であると考えられる警戒区域から退避することを指示する。
- 県及び市町村は、さらに被害の状況や次の爆発の危険性などを考慮して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等の生活関連等施設の周辺地域や屋外に滞在することが危険であると考えられる地域においては、避難施設を示して「屋外への退避」を指示する。
- 県は、退避の指示をした場合は、直ちにその旨を、退避を要する地域を管轄する市町村に通知し、さらにその他の関係機関に通知する。
- 県警察は、この指示の内容を受けて、交通規制などをする。なお、県警察も、時間的な余裕がないときや、県、市町村から要請を受けたときは住民に対し退避の指示を行う。
- 県は、県及び市町村が行った退避の指示について、国に報告する。

(11) 住民の退避

- 市町村は、住民の退避にあたって、必要な誘導をする。
- デパートなどの大規模集客施設等の利用者が退避する場合は、市町村は施設管理者と協力して、館内放送を利用して情報を提供するなど混乱の防止を図り、速やかに誘導を行う。
- 高齢者や障害者等が退避する場合は、それぞれの状況に応じた移動手段の確保を図り、優先して退避させるなど配慮をする。
- 高齢者施設入居者等が退避する場合は、市町村は施設管理者と協力して、できる限りまとまって退避させることとし、家族等に退避の状況を周知する。

(12) 避難施設の開設

- 県は、市町村と連携して、退避してくる住民を受け入れることができるよう、速やかに学校の体育館等を避難施設として開設する。

(13) 災害拡大の防止

- 県は、県警察、消防本部などと連携して、大規模場危険物等取扱所、発電所、駅、空等々の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集を行う。
- 県は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等を行うよう要請する。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言などの支援を行う。
- 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なときは、速やかに立入制限区域を指定する。
- 県は、災害に発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じる。

(14) 住民の安否情報や被災情報の収集、提供

- 市町村は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意に安否情報の収集を行う。
- 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県警察への照会などにより安否情報の収集を行い、市町村からの報告と併せて整理する。
- 県、市町村は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号などを住民に周知する。照会は、原則として書面により受け付ける。
- 県、市町村は、安否情報の回答にあたっては、個人情報の保護へ十分留意しながら文書により行う。
- 県は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集する。また、市町村に対しても被災情報の報告を求める。
- 県は、被災情報の第一報を直ちに消防庁に報告する。また、その後、随時収集した情報についても消防庁に報告する。
- 県は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、県民の皆さんに積極的に情報提供を行う。